

こんにちは 松坂みち子 です



日本共産党市議会議員 松坂みち子の活動報告
ご意見など、ぜひお寄せ下さい。

< 121 2013.3.24 連絡先 402-1622 >

守るべきものが守れない！ 日本を壊すTPP交渉

安倍首相が参加表明したTPP。その交渉内容は右の21分野にわたる膨大なものです。関税だけの問題ではありません。

TPP交渉は年内妥結をめざしているため、新規参入国はすでに合意した条項を交渉し直すことはできません。しかも、TPP交渉は秘密交渉で、参加する前にすでに合意された条項を知ることができません。安倍首相は交渉によって「聖域」を確保すると力説しますが、その保障は全くありません。また、秘密交渉の中では、政府がどんな交渉を行っているかさえ国民にはわかりません。

政府自身が農業への打撃・食料自給率の低下を認めており、また東北の復興途上の漁業の崩壊を招き、地域の産業を脅かす、さらに国民皆保険制度の危機や混合診療の拡大など医療分野での影響も大きく、国民の暮らしを将来にわたって苦しめるものとなります。

私松坂も、JR和歌山駅での宣伝行動に参加しました。

TPP交渉の21分野（交渉内容）

- 1 物品市場アクセス（関税撤廃）
 - 2 原産地規制（生産国を判断する基準）
 - 3 貿易円滑化（貿易手続きの円滑化）
 - 4 衛生植物検疫
（食品安全基準・動物検疫基準）
 - 5 貿易の技術的障害
（貿易の技術的障害除去）
 - 6 貿易救済（臨時的輸入制限）
 - 7 政府調達（政府・自治体の官公需）
 - 8 知的財産（知的財産権保護）
 - 9 競争政策（独占・寡占の排除）
 - 10 越境サービス貿易（規制の撤廃）
 - 11 商用関係者の移動（規制の撤廃）
 - 12 金融サービス（規制の撤廃）
 - 13 電気通信サービス（規制の撤廃）
 - 14 電子商取引（電子商取引ルール）
 - 15 投資（外国投資の保護）
 - 16 環境（環境問題の基準）
 - 17 労働（雇用・労働のルール）
 - 18 制度的事項（協定実施のルール）
 - 19 紛争解決（協定実施のルール）
 - 20 協力（技術支援・人材育成）
 - 21 分野横断的事項
（他分野にまたがる規制緩和）
- 政府発表資料から作成・
しんぶん赤旗より

みち子のひとりごと 山焼き

見た山は、
見たいとき
の山焼きを
度々、
念です。
まうのが
念です。
念です。
念です。



カラーで迫力がありましたが、印刷
送っていただいた写真は

「生石高原の山焼きがありましたので写真を送ります」と紀美野町の方からメールをいただきました。有田川町や紀美野町のホームページを見ると、生石高原は「標高870mの山頂付近はなだらかなスロップを描き、夏から秋にかけてスキの大草原が広がり、そのスケールは関西随一。頂上からの眺望はすばらしく晴天時には六甲、淡路、四国を眼下に360度の大パノラマが広がる。スキの保全を目的とし、9500mにわたり山焼きを行う。高さ約10mにも立ち昇る炎は壮観。」とあります。

こんにちは！
原 やすひさ です



TPPに参加する、と安倍首相。いま、日本の農産物の平均関税率は12%。日本ほど開放された食料市場は先進国では他にありません。低い方のEUでも20%です。日本の野菜はたった3%。

高い関税はコメなどわずかに残された農産物だけ。小麦、牛肉、オレンジと輸入自由化を拡大してきた。これまでの自民党政治。それは日本のアメリカへの譲歩につぐ譲歩の歴史でした。同じことがくり返されようとしていく。私を信頼してください。幾たび耳にしたことか。

わずかに残されたものが関税ゼロになれば、小麦や砂糖は大打撃を受けます。コメも1俵3000円台の外国米との価格競争が迫られます。食料自給率10%台とは、地域の特産品の生産を除けば、やがて日本農業は全滅し、食料は100%輸入に頼ることになるでしょう。（参議院和歌山選挙区 予定候補）

市担当課より厚生委員会に、PM2.5について提示がありましたので、お知らせします。

PM2.5の注意喚起について

- (1) 喚起
午前5時、6時、7時の1時間値の平均が85 μg/m³を超えている場合は、その日の平均値が暫定的指針値70 μg/m³を超える可能性があるという環境省が出した指針に従い、県と連携して注意喚起を行います。
- (2) 対象
注意喚起は、市内全域を対象とします。
- (3) 方法
市ホームページへの掲載、防災行政無線等による情報提供、関係機関等への連絡を行います。
- (4) 内容
次のことを目安とした行動を心がけていただくようお願いします。
 - ・不要不急の外出、屋外の長時間の運動をできるだけ避ける。
 - ・外出時はマスクの適切な着用を行う。
 - ・屋内の換気や窓の開閉を必要最小限にし、外気の屋内への侵入をできるだけ少なくする。
 - ・洗濯物をできるだけ屋内に干す。
 - ・呼吸器系や循環器系に疾患のある方など、高感受性は体調に応じてより慎重に行動する。



第三章 国民の権利及び義務

- 第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
 - 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
 - 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
- 第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。
 - 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
 - 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。